

【重要】

「建設キャリアアップシステムレベル判定に関する注意事項」の事務連絡

平素は組合の事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこのたび、10/31 付けにて切断穿孔技能者の評価基準が国土交通省より認定され、建設キャリアアップシステム評価基準を4段階評価基準へ移行したくその準備としての特別講習をご案内させていただいたところですが、11/25 付けでの実施予定となりましたことをご報告いたします。
つきましては、正式にご案内させていただきますので、しばらくお待ちください。

【重要事項】

建設キャリアアップシステムのルールの説明をさせていただきます。(切断穿孔業)

レベル判定時の経験年数のカウントは、切断穿孔技士（切断穿孔のいずれか）を取得した日よりの換算となります。

但し、現在登録切断穿孔基幹技能者取得者に関しましては、特例により今年度に限り、レベル判定を行えばレベル4へ判定します。来年度よりシステム化により、登録切断穿孔基幹技能者であっても経験年数が切断穿孔技士資格を取得した日よりのカウントとなるため、レベル4へ判定ができないことを周知させていただきます。

今年度のレベル判定は、先日も周知しましたよう、特別講習取得者限定となりますことをあわせて周知させていただきます。

また、レベル判定にかかった費用に関しまして、返金できませんので、事務局等へ問い合わせ後、実施くださいますようお願いいたします。

〔事務局〕 〒108-0014 東京都港区芝5-13-16

三田文銭堂ビル（2F）

TEL, 03-3454-6990